

特定費目の代金の確定に関する特約条項（輸入）

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第 1 条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の金額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（代金の確定）

第 2 条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の各費目ごとの金額が、特定費目の金額の各費目ごとの金額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の適用にあたり、要確定費目金額表の C & F 価格等の実績額は、工場渡価格及び運賃その他の費用別（その区分のないものは費用の合計額について）に、外貨による実績額（以下「外貨実績額」という。）が要確定費目金額表に掲げる外貨表示による金額（以下「特定費目の外貨金額」という。）に達しない場合はその外貨実績額に、これに等しいか、又はこれを超える場合は特定費目の外貨金額にそれぞれ実績為替相場を乗じて得た金額の合計額によるものとする。この場合実績為替相場が決済時の直物相場を超えるときは、甲がやむを得ないと認めた場合を除き、当該直物相場によるものとする。

3 第 1 項の規定に関わらず、甲が特定費目の一部について実費精算とした場合は、その費目の実績額をもって乙に支払われる代金の一部として確定することができるものとする。

4 代金の確定は、令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

5 甲及び乙は、第 1 項又は第 3 項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

（実績額）

第 3 条 実績額は、実績を証する書類に基づき算定するものとし、実際に要した費用であっても乙の故意又は過失若しくは管理の不適當により乙の負担となるものは除くものとする。

(実績額の報告)

第 4 条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

2 前項に定める実績額を証する書類は次のとおりとする。

(1) C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売会社を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合は、これに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

(2) 機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）

検査実施業者の実績工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

(3) 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

(4) 実績為替相場

銀行等が対外支払勘定の円貨による決済額請求の際発行する計算書類

(5) その他甲が必要と認める書類

3 第 2 条第 4 項の規定において、実績額が確定しない特定費目がある場合においては、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定等の特例)

第 5 条 甲は、前条第 3 項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第 6 条 甲及び乙は、特定費目又は金額の各費目ごとの金額その他要確定費目金額表に定めるところを変更するために協議することができる。

(調整措置)

第 7 条 乙は、C & F 価格等の実績額が当該費目の金額を超えるおそれがある場合は、見積金額に証ひょう書類を添えて、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、見積金額及び証ひょう書類を調査及び検討し、必要な措置について乙と協議するものとする。

要確定費目金額表

1	工場渡価格	(外貨表示)	
2	運賃その他の費用	(外貨表示)	
3	C & F 価格	(外貨表示)	
4	C & F 価格		
	(調整額	円を含む。)	円
5	機能及び寸法検査費用	(再梱包費を含む。)	円
6	関税その他の租税		円
7	消費税額及び地方消費税額	(実費精算)	円